

## 総会

配布：一般

2016年2月25日

### 第70会期

議事日程議題 72(c)

#### 2015年12月17日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書 (A/70/489/Add.3) に基づく]

#### 70/173. イラン・イスラム共和国における人権状況

総会は、

国際連合憲章、並びに世界人権宣言<sup>1</sup>、国際人権規約<sup>2</sup>およびその他の国際人権文書に基づき

つい最近のものは、2014年12月18日の決議 69/190 である、イラン・イスラム共和国における人権状況に関する総会の従前の諸決議を想起し、

1. 決議 69/190 に従って提出された 2015 年 8 月 31 日の事務総長報告書<sup>3</sup>および 2015 年 3 月 27 日の人権理事会決議 28/21<sup>4</sup>に従って提出された、2015 年 10 月 6 日のイラン・イスラム共和国における人権状況に関する人権理事会の特別報告者の報告書<sup>5</sup>に留意する。

2. 特に女性と種族的少数者の構成員に対する差別を取り除くことに関するまた表現および言

---

<sup>1</sup> 決議 217A (III)。

<sup>2</sup> 決議 2200A (XXI)、添付文書。

<sup>3</sup> A/70/352。

<sup>4</sup> 総会公式記録、第 70 会期、補遺 No.53 (A/70/53)、第三章、A 節を参照。

<sup>5</sup> A/70/411。

論の自由に対するより大きな場に関する、幾つかの重要な人権問題に関して、イラン・イスラム共和国大統領により為された誓約を歓迎し続ける。

3. 適切に履行された場合には、新刑事訴訟法の部分を含む、幾つかの人権の懸念に対処する、イラン・イスラム共和国における立法上のまた行政上の変化の提案を認める。

4. 家庭内暴力の被害者のための増加されたサービスについてのイラン・イスラム共和国政府による最近の声明、並びに女性に対する暴力の実行者に対する刑罰を増やす可能性のある法律案を歓迎する。

5. 幾つかの種族的少数者に属する人のために、その本来の言語での教育へのアクセスを改善するために講じられた措置をまた歓迎する。

6. 人権理事会による第二回普遍的定期的審査におけるイラン・イスラム共和国政府の参加を認め、そして同政府が第一回普遍的定期的審査期間中に受諾した勧告に関する同政府の実施報告書に懸念を残すと同時に、130 の勧告のその受諾並びに定期的な国の報告書の提出を通した人権条約機関とのその最近の関与を歓迎する。

7. 収監者の家族または法的代理人への通告無しに遂行された処刑を含む、国際的に承認された保護条項を無視した、憂慮すべき死刑の高い頻度とその執行の増加に、そして児童の権利条約<sup>6</sup>と市民的及び政治的権利に関する国際規約<sup>2</sup>両方下でのイラン・イスラム共和国の義務に違反して、未成年者と犯行時に 18 歳未満であった者に対して、また最も重大な犯罪の質ではない犯罪に対して、死刑を継続して課すことや執行に深刻な懸念を表明し、そしてイラン・イスラム共和国政府に対し、前の司法権の長による 2008 年のこの実行の禁止に反している、公開処刑およびその国際義務に違反したまたは国際的に承認された保護条項がないので執行された処刑を、法においてまた実際に、廃止することを求める。

8. イラン・イスラム共和国政府に対し、イラン・イスラム共和国の憲法上の保証および国際的な義務に一致して、誰も、性的暴力を含む可能性のある、拷問またはその他の残虐な、非人道的

---

<sup>6</sup> 国際連合、条約集、第 1577 巻、No.27531。

なまたは品位を傷つける取扱または処罰の対象とならないことを、法においてまた実際に、確保することを求める。

9. イラン・イスラム共和国に対し、人が選択した法定代理人への時宜を得たアクセス、拷問、残虐なまた非人道的なまたは品位を傷つける取扱または刑罰を受けさせられない権利および裁判までの間の拘束からの保釈やその他の合理的な釈放理由の考慮を含む、法の公正な裁判基準を確保するため手続的保障を、法においてまた実際に、護持することを促し、そして同政府に対し、強制失踪や恣意的拘禁の広範なまた組織的な使用を止めることを促す。

10. イラン・イスラム共和国政府に対し、刑務所の劣悪な条件に対処すること、収監者が直面している適切な医療に対するアクセスの拒否そしてその結果としての死の危険を取り除くこと、またその健康についての重大な懸念にも関わらず、2009年の大統領選挙からの指導的な反対派の人物の継続したまた持続した自宅監禁、並びに逮捕を通したものを含む、その親類および扶養家族に用いられている圧力に終止符を打つことを、求める。

11. 司法部および公安部を含む、イラン・イスラム共和国政府に対し、政治的反対者、人権擁護者、女性と少数者の権利の活動家、労働指導者、学生の権利の活動家、学界、映画製作者、ジャーナリスト、ブロガー、ソーシャル・メディアの利用者、宗教指導者、芸術家、法律家、承認されたまた承認されていない宗教的少数者とその家族に対する、現行のいやがらせ、脅迫、恣意的な拘禁および訴追、並びに高等教育へのアクセスの拒否を通したものを含む、表現、言論、結社および平和的な集会の自由に対する権利について、法においてまた実際に、広範且つ重大な規制を終わらせることをまた求め、そして同政府に対し、これらの権利の合法的行使のために恣意的に拘禁された人を釈放すること、そのような基本的自由を行使したことに対する、死刑および長期の国外追放を含む、過度に苛酷な刑を撤廃することを考慮することまた国際連合人権制度と協力している個人に対する報復を終わらせることを促す。

12. イラン・イスラム共和国政府に対し、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別およびその他の人権侵害を、法においてまた実際に、取り除くこと、暴力に対する女性と女兒のための保護を確保する措置を講じること、子どもの憂慮すべき出来事、早期のまた強制的な結婚に対処すること、意志決定過程における女性の参加を促進することそして、イラン・イスラム共和国のあらゆるレベ

ルの教育における女性の高い在籍者数を認識すると同時に、教育のあらゆる側面に対する女性の平等なアクセスおよび労働市場における並びに経済的、文化的、社会的および政治的生活のあらゆる側面における女性の平等な参加に関する規制を撤廃することを強く促す。

13. イラン・イスラム共和国政府に対し、アラブ、アゼリー、バローチおよびクルド並びにその擁護者を含むがそれに限定されない、種族的、言語的またはその他の少数者に属している人々に対する、あらゆる形態の差別およびその他の人権侵害を、法においてまた実際に、取り除くことを求める。

14. 思想、良心、信教または信念の自由に対する権利に関する現行の厳しい制限や規制および礼拝所の設立に関する規制、並びに礼拝所および埋葬場所に対する攻撃、並びにキリスト教徒、ユダヤ教徒、イスラム教スーフィー派、イスラム教スンニ派、ゾロアスター教徒およびバハーイー教の構成員並びにその擁護者を含む、承認されたまた承認されていない宗教的少数者に属する人々に対する暴力の結果をもたらしている、いやがらせ、迫害および憎悪への扇動を含むがそれに限定されない、その他の人権侵害について重大な懸念を表明し、そしてイラン・イスラム共和国政府に対し、2008 年以降恣意的に拘禁されてきていると人権理事会の恣意的拘禁に関する作業部会により宣言された7名のバハーイー教の指導者を釈放することそして事業の廃止を含む、あらゆる形態の差別および承認されたまた承認されていない宗教的少数者に属する人々に対するその他の人権侵害を、法においてまた実際に、取り除くことを求める。

15. イラン・イスラム共和国政府に対し、イランの司法および治安機関が関与しているものと2009 年の大統領選挙後のものを含む、重大な人権侵害の事例に対応した包括的な説明責任過程を開始することを促し、そして同政府に対し、そのような違反に対する刑事責任の免除を終わらせることを求める。

16. イラン・イスラム共和国政府に対し、2016 年に信頼に足る、透明なそして包括的な議会選挙を確実にすることそして全ての候補者にイラン国民の意志の自由な表明を保証するため世界人権宣言<sup>1</sup>と市民的及び政治的権利に関する国際規約に適合したやり方で立候補することを許すことを強く促し、そしてそのためにも同政府に対し、独立した国内のまた国際的な監視を許可することを求める。

17. イラン・イスラム共和国政府に対し、イランが既に当事国であるそれらの人権条約の下でのその義務を実施すること、留保が過度に一般的、不正確であるか条約の趣旨および目的と両立しないと考えられる場合、同国が行った留保を撤回すること、イランが当事国である国際人権条約の機関により採択されたイラン・イスラム共和国に関する最終報告書に従って行動することを考慮することそしてイランがまだ当事国でない国際人権条約の批准または加入を考慮することを求める。

18. イラン・イスラム共和国に対し、以下のことを行うことにより、国際人権制度と関与することをまた求める。

(a) 特別報告者の任務を遂行するため、同国を訪問するという彼により為された繰り返された要請を受諾することによるものを含んで、イラン・イスラム共和国における人権状況に関して彼と十分に協力すること。

(b) その訪問に関して不当な条件を課されることなしにイラン・イスラム共和国により発行された継続的招待にも関わらず、その領域に対するそのアクセスが規制されてきているかまたは拒否されてきている、テーマ別の特別手続職務権限保持者からの同国へのアクセスを求める長期にわたる要請を促進することによるものを含む、その他の特別制度と協力すること。

(c) 履行過程において独立した市民社会とその他の利害関係者の完全且つ純粋な参加を得て、2010年のその第一周期および2014年のその第二周期からの全ての受諾した普遍的定期的審査勧告を実施すること。

(d) 国際連合人権高等弁務官事務所を含む国際連合との人権および司法の改革に関する協力を探究することを続けることにより、普遍的定期的審査過程とのイラン・イスラム共和国の関与に基づくこと。

(e) 経済的、社会的および文化的権利に関する委員会の勧告に当然払うべき敬意を払って、人権理事会の第一回普遍的定期的審査の文脈において為された、独立国内人権制度を設立するというその公約を継続すること。

19. イラン・イスラム共和国政府に対し、人権の懸念に関してイラン・イスラム共和国の大統領により為された誓約を、可及的速やかに国内の改善をもたらす具体的行動に移すことそしてその国内法が国際人権法の下でのその義務と適合することまたそれがイランの国際義務に従って履行されることを確保することを更に求める。

20. イラン・イスラム共和国政府に対し、事務総長とイラン・イスラム共和国における人権状況に関する特別報告者の報告書において強調された本質的懸念、並びに総会の従前の諸決議において見出された行動に対する具体的呼びかけに対処することを、そして法においてまた実際にその人権義務を十分に尊重することを求める。

21. 関連するテーマ別の特別手続職務権限保持者に対し、イラン・イスラム共和国における人権状況に関して調査することと報告することを目的とした、イラン・イスラム共和国における人権状況に特別の注意を払うことを強く奨励する。

22. 事務総長に対し、その実施を改善するための選択肢と勧告を含む、本決議の実施において為された進展について総会の第 71 会期に報告すること、そして人権理事会の第 31 会期に、人権理事会に対して中間報告書を提出することを要請する。

23. 「人権の促進および保護」と表題のついた議題の下で総会の第 71 会期に、イラン・イスラム共和国における人権状況の検討を続けることを決定する。

第 80 回本会議

2015 年 12 月 17 日